部長及び参事官　　生企発第1011号
殿　　（地域）
所　属　長　　令和７年12月17日
３年保存（口訓）
本　部　長

コンビニエンスストア担当警察官「コンビニサポートポリス」制度の運用について（通達乙）

コンビニエンスストア担当警察官（以下、「コンビニサポートポリス」という。）については、「コンビニエンスストア担当警察官「コンビニサポートポリス」制度の運用について（通達乙）」（令和７年４月２日生企発270号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、業務の合理化を図るため別添２の様式を見直し、別添のとおり定め、令和８年１月１日から実施することとするので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達の実施をもって旧通達は廃止とする。

記

１　対象

管内のコンビニエンスストア（セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン）

２　実施要領

(1)　コンビニサポートポリスの指定

署長名で管内各コンビニエンスストアに、それぞれコンビニサポートポリスとして警察官１名以上を指定する。

なお、担当警察官の異動や店舗の開店や閉店等について認知すれば、適宜、担当警察官の指定を見直し、対策に空白が生じないよう配意すること。

(2)　コンビニサポートポリスの役割

ア　協力関係の構築

日頃から店舗責任者（不在の場合は店員）に対して声かけを行い、犯罪捜査及び各種犯罪被害防止対策等の警察活動に対する理解を得るとともに、協力関係を構築するよう努めること。

イ　情報の提供等

特殊詐欺等の被害防止のため、

- 最新のだましの文言などの手口情報
- 電子マネー購入者、ＡＴＭ利用者に対する声かけ要領
- 被害の発生件数や被害額などの統計情報
- 被害者と思われる者を認めた場合の積極的な警察への通報

のほか、凶悪事件発生時の対応要領や各種犯罪被害防止対策など、自主防犯に関係する情報等を積極的に提供すること。

ウ　立寄り・警戒・防犯指導

コンビニサポートポリスは、担当店舗に対する立寄り・警戒等を積極的に行い、強盗等事件の被害防止のため、防犯上改善すべき点を認めた場合は、積極的な防犯指導を行うこと。

立寄り等を実施した際は、店舗責任者にコンビニサポートポリスによる立寄り・指導状況を示すため、コンビニ引継ぎシールを貼付しているノート等に訪問日及び訪問者名のほか、必要に応じて防犯指導を実施した内容等を記載すること。

また、制服で勤務する地域警察官等は、制服での立寄りを実施し、見せる警戒活動を行うこと。

エ　店舗掲示用チラシの活用

コンビニサポートポリスは、別添１「店舗掲示用チラシ」を作成の上、担当店舗に交付し、店舗事務室やバックヤード等、従業員の目に付く場所への掲示を依頼すること。

オ　その他

担当店舗から相談・要望を受けた際には、事案に応じ主管課と連携して適切な対応に努めること。

(3)　立寄り警戒等の報告

立寄り等（執務時間外における担当店舗の利用を含む。）を実施した際には、特定ネットワークドライブ（Z:）内に所属ごとにデータ管理された別添２－１「コンビニ立寄り警戒実施表」にデータ入力し、コンビニサポートポリスとして協力関係の構築、各種犯罪の予防や犯罪捜査等への協力を得た好事例があれば別添２－２「コンビニ対応票」に入力すること。

主管課である県本部生活安全企画課は、各所属で保存された「コンビニ立寄り警戒実施票」を適宜把握しながら、適切な指導を実施すること。

（別添２－１、２－２省略）



コンビニサポートポリス



高知県警察では、県内のコンビニエンスストア各店舗に担当警察官『コンビニサポートポリス』を指定しています。

○強盗事件
○交通事故や飲酒運転
○万引き被害
○子供や女性等の駆け込み

○高額な電子マネーの購入
○電子マネーの購入理由が不明確
○携帯電話で通話しながらATM操作
など

こんな時は、迷わずに

110番通報してください。

その他の困りごとなどは、

高知県　　警察署
交番・駐在所

☎



私がこのお店の
コンビニサポートポリスです。

名刺貼付欄